次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例
- (2) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- (6) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (7) 新潟県希少野生動植物保護条例
- (8) 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- (9) 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (10) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例
- (13) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (17) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世